

I. 行動規範

行動規範、行動規範事例集の運用方法および啓発活動について

- 行動規範、行動規範事例集は、このグループ企業倫理DB内で随時メンテナンスを行いますので、意見・要望などにつきましてはDB内の「意見・質問」を利用願います。
- 皆様の意見・要望に基づき、記載事項を担当した責任部署（各文書に記載された部署）にて修正、削除、新規記載などを行い、事務局（株）ニチレイプロサーヴ総務サポート部）と更新情報の内容について共有します。
- 企業倫理に関する啓発活動についての支援要請や要望については、（株）ニチレイプロサーヴ事業経営サポート部を通じてご照会ください。同部が関係者と調整の上、取り進めます。
- 各所で実施した啓発活動のツール類はニチレイグループ内で有効活用いたします。啓発活動にて使用した研修資料、e-learning 資料、アンケート結果などについては参考資料として事務局と共有させていただきます。
- 上記活動については日常的な活動として行い、毎年、グループリスクマネジメント委員会にて報告いたします。

[トップメッセージ]

手島社長メッセージ（1999年4月1日）

ニチレイは、役員ならびに社員の皆さんの高い倫理観によって、社会から信頼される会社として存続・発展していくことを目指します。

今日、企業の社会的責任・企業倫理が従来にも増して重要になっています。法令を守れない企業、倫理観の欠如した行動を取る企業は、存続そのものが危ぶまれます。ニチレイも例外ではありません。

そこでこの度、ニチレイの「企業経営理念」に基づいて「ニチレイ行動規範」を制定する運びとなりました。「企業経営理念」は、事業の目的と事業活動の基本的な考え方を表したものであり、日々の事業活動はこの理念に基づいて進められるものです。しかし、これはあくまで理念であり、日々の細かな業務上での判断に迷うところもでてくるでしょう。その時の判断基準となるものが今般の行動規範です。この企業倫理の精神を浸透・定着させていくために、私を含め役員および管理職は率先垂範して行動規範を遵守します。

ニチレイは、行動規範に反してまで得た業績は一切評価しません。

皆さんがこの行動規範を理解し、何人にも恥じることなく、正々堂々と自信と誇りを持って行動される事を切に希望します。

行動規範の改定に寄せて（大戸会長・浦野社長 2006年10月1日）

ニチレイグループは、従業員一人ひとりの高い倫理観によって、社会から信頼される会社として存続・発展していくことを目指し、あらゆる企業行動の根幹として1999年4月に行動規範を制定し、企業経営理念の実現に向けた活動を行ってきました。また分社化後の各社においても、ニチレイグループ行動規範を共有し規範に基づいた行動を実践してまいりました。

行動規範は企業経営理念の指針を行動基準として具体的に表現したのですが、制定後7年経ちその間の新たな法令の施行や改正もあり、また社会の一員として責任ある行動の視点から、より現況に即した行動基準とするべく見直しました。

企業の社会的責任経営はまさに時代の潮流となっており、経営革新を推進し事業の繁栄を通じて、持続可能な社会に貢献していくことが従来にも増して重要となってきています。

ニチレイグループ企業経営理念の実現に向け、今後とも従業員一人ひとりが改訂行動規範を遵守・実践し公正で誠実な判断のもと、誇りを持って日々の業務活動に励むことを強く期待いたします。

はじめに

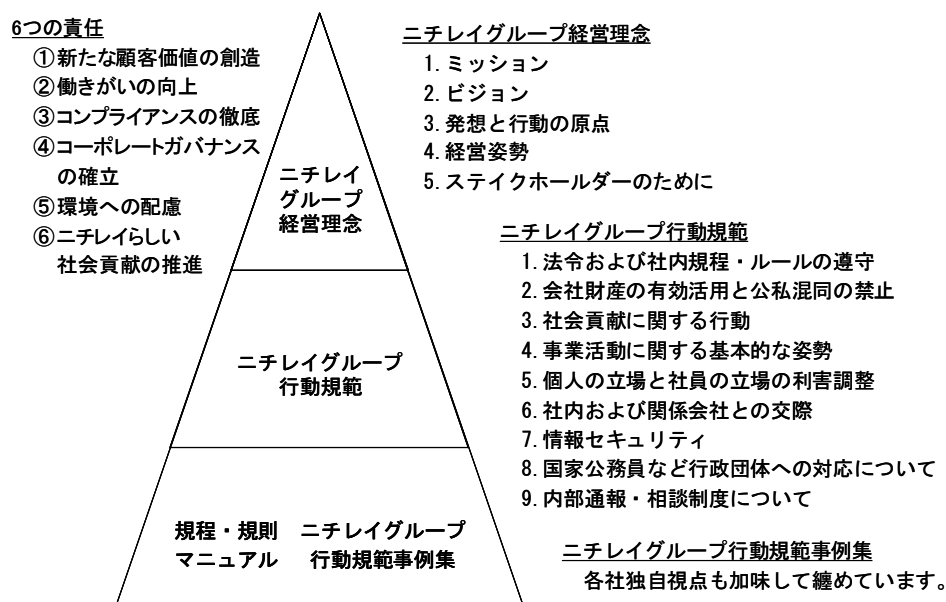
ニチレイグループの役員・従業員は、グループ経営理念（ミッションステートメント）にある「ひたすら、お客様のために！」を発想と行動の原点として、「(1) お客様第一、安全第一、品質第一を貫く (2) 健全な利益を追求する (3) 付加価値を適正に配分する (4) 法と社会の秩序を守る (5) 公正な競争に徹する (6) 透明性の高い経営を推進する (7) 資源と環境を大切にする (8) 「世界を見据える」経営姿勢の下で、「暮らしを見つめ、人々に心の満足を提供する」ことを実現しなければなりません。

さらに、2005年にはニチレイグループの果たすべき6つの責任として「(1) 新たな顧客価値の創造 (2) 働きがいの向上 (3) コンプライアンスの徹底 (4) コーポレートガバナンスの確立 (5) 環境への配慮 (6) ニチレイらしい社会貢献の推進」を掲げ、企業としての社会的責任（CSR）も明確にしました。

昨今、企業の常識が社会の常識とかけ離れたことに起因する様々な不祥事が続発しており、企業倫理が従来にもまして重要になっています。いまや法令や社会常識を守れない企業は、その存続すら危ぶまれるのが現実です。広く社会にも眼を開き、企業や業界の常識が社会の常識を逸脱することがないように常に注意を払う必要があります。

グループ行動規範は、ニチレイグループの会社および役員・従業員が遵守すべき内容をより具体的に定めたものであります。さらに、具体的事例に基づく対応例を「ニチレイグループ行動規範事例集」としてまとめました。

ニチレイグループ役員・従業員は、この規範の遵守が会社と自分自身を守ることに繋がることを理解し、行動規範事例集を参考にしながら日々行動してください。そして役員・管理職は率先垂範に努めるとともに関係者、部下への周知徹底を図ってください。



役員・従業員の定義

本規範において「役員・従業員」とは、ニチレイグループ各社の取締役・監査役・執行役員・各社と雇用契約を締結している者（社員、嘱託、臨時員、パートタイマー、アルバイトなど）が該当します。なお、派遣社員および請負会社従業員についても、この規範に沿った指導をお願いします。

1. 法令および社内規定・ルールの遵守

①反社会的勢力に対する利益供与の禁止（会社法）

ニチレイグループは、企業の社会的責任を強く認識して、暴力団や特殊株主（いわゆる総会屋）、えせ政治・思想団体、えせ同和、ブラックジャーナリスト等の反社会的勢力に屈服したり、癒着したりすることを厳しく戒め、かつ、これらの勢力や団体とは、毅然たる態度で対決していきます。

会社法では、役員・従業員が何人に対しても株主の権利行使に関し、財産上の利益を供与することを禁止しています。要求の形態は、情報紙の購読、広告の掲載、物品の購入といった直接的なものから、特殊株主が関係する業者への工事の斡旋、親族等が経営する保養施設の利用要請といった間接的なものまで様々ですが、利益供与は「要求しただけ」で犯罪となり、これらの要求に応じた者および事情を知っていた関係者に対しても、懲役や罰金などの刑事罰が科せられます。

ニチレイグループは、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を行動指針に掲げ、いかなる要求も断固として拒絶しますが、解決を急いで対応を誤ると、相手に付け入る余地を与え、却って問題を複雑化させ、重大な事態を招きます。

トラブルに巻き込まれた場合には、担当者個人による対応や安易な妥協はせず、法的な判断を前提として適切な解決を図らなければなりません。

反社会的勢力と取引しないことはもちろん、取引の相手方が反社会的勢力ではないか常に注意を払うことが大切ですが、相手方が反社会的勢力であるとは知らずに取引を開始し、後に反社会的勢力であったと判明したときや、その疑いが生じたときには、直ちに関係を遮断できるように、契約書に反社会的勢力排除条項（暴力団排除条項とも言う）を規定することが有効です。

このような反社会的勢力から不当な要求を受けたときは、「日常リスク対応マニュアル」に基づき適切な対応を行うとともに、直ちに(株)ニチレイプロサーヴ総務サポート部総務グループ 渉外担当に報告し指示を受けてください。

②取引および契約時における反社会的勢力への対応に関する条例の遵守

福岡県にて暴力団対策の総合的な条例が制定されたことを契機に、暴力団排除条例制定の動きは全国に広まり、平成23年10月1日にて全都道府県で施行されることになりました。同条例の施行に伴い、反社会的勢力との一切の関係遮断が企業に強く要請されるようになり、企業のCSRとして、また、リスクコントロールとしても反社会的勢力との一切の関係遮断が強く求められます。

暴力団排除条例では、事業者が取引に際して相手方が反社会的勢力でないことを確認し、該当した場合は契約を解除する旨を取引契約に定めるよう求めています。

(参考：東京都暴力団排除条例第18条)

ニチレイグループは各都道府県にて施行された「暴力団排除条例」を遵守し、取引契約には反社会的勢力排除条項（暴排条項）を定め、反社会的勢力との取引関係の発生を防止します。【契約書事例集DBのリンク】

新規あるいは既存の取引を問わず、取引に際しては予め反社会的勢力でないとの誓約書・覚書を取り交わす、または取引契約に暴排条項を導入するなどを行い、常に注意を払ってください。

※ 都道府県ごとに多少条例の内容は異なっております。詳しくは各都道府県および各都道府県警察のホームページをご参照ください。

東京都暴力団排除条例につきましては、警視庁のホームページ「東京都暴力団排除条例の制定について」をご参照ください。

(http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sotai/haijo_seitei.htm)

取引先と契約を締結する際には、(株)ニチレイプロサーヴ総務サポート部法務グループに相談してください。

③私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の遵守

ニチレイグループは、経済活動の基本的ルールとして制定されている世界各国の独占禁止法（国によっては反トラスト法、反カルテル法等と呼ばれることもあります）を遵守し、事業活動を行います。

日本の独占禁止法は、「公正かつ自由な競争の促進」を目的とし、①私的独占②不当な取引制限③不公正な取引方法を禁止しています。例えば、同業の複数の企業が、合意、共同して価格・生産量その他販売や製造に関わる申合わせや取決めを行うこと、メーカーが商品の販売価格を決定し、販売業者にその価格を守らせること、優先的な地位を利用して取引先に協賛金や販売員の派遣を要請することなどは、独占禁止法違反となります。

この法律に違反した場合は、会社の信用を著しく損なうばかりでなく、会社や役員・従業員個人の民事上・刑事上の責任が問われます。

独占禁止法に定められた企業の禁止行為に関する概要および具体的事例等は、公正取引委員会のホームページ（<http://www.jftc.go.jp/>）に掲載されておりますので、事業活動に携わる役員・従業員は、必要に応じてこれを参照し、独占禁止法に抵触することがないように常に注意を払ってください。

この法律に抵触するかどうか疑問があるときは、(株)ニチレイプロサーヴ総務サポート部法務グループに相談してください。

④インサイダー取引規制の遵守（金融商品取引法）

ニチレイグループは、「グループインサイダー取引管理規程」を制定し、金融商品取引法に抵触するインサイダー取引を未然に防止し、役員・従業員が業務上インサイダー取引に該当する会社および他会社の重要事実を知ったときは、その情報が公表されるまで、株式等を売買したりすることを禁止しています。

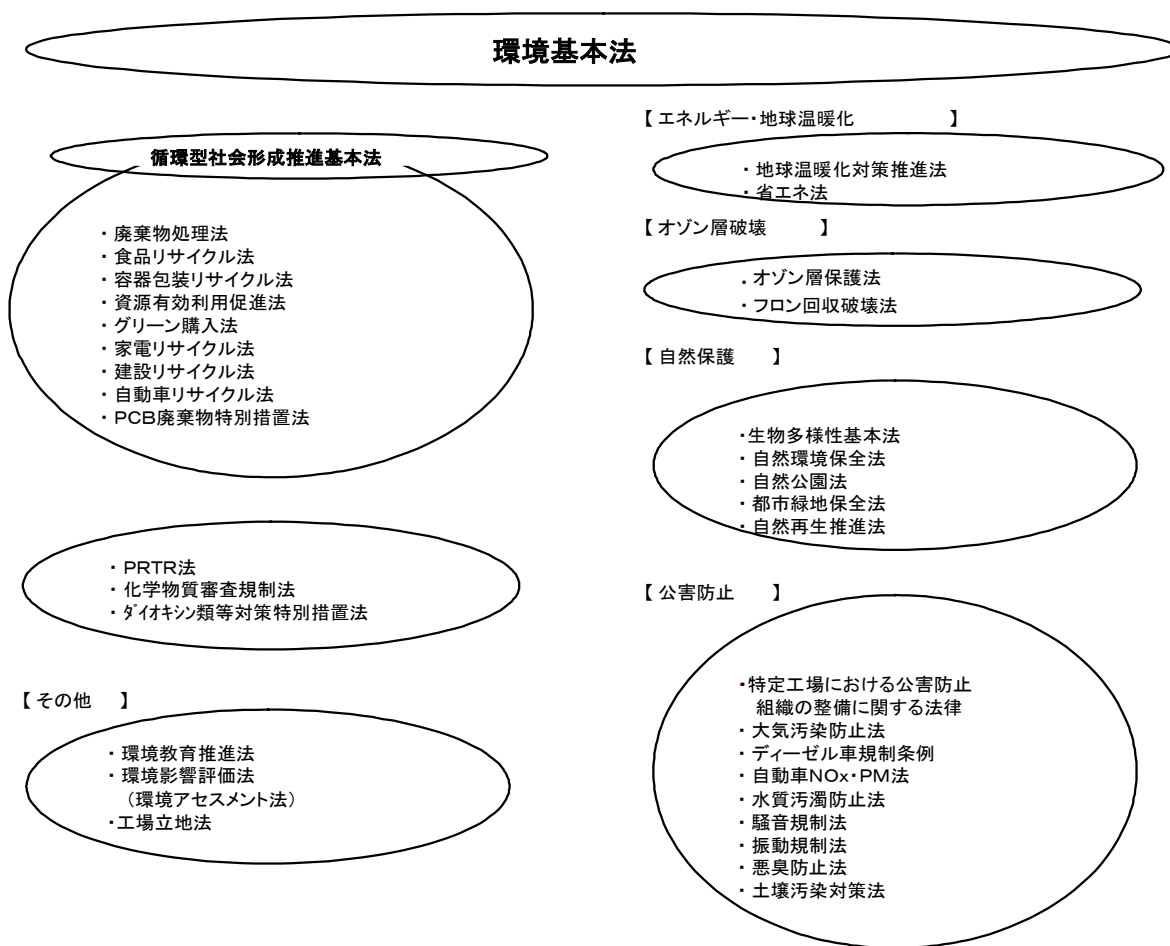
金融商品取引法では、株式等の有価証券の発行会社の役員や従業員など、会社の機密情報を入手しやすい特別な立場にある者が、投資家の投資判断に影響を及ぼすような未公表の重要情報を利用して、会社の株式等を売買することを禁止しています。これが、一般にインサイダー取引規制といわれるものです。また、インサイダー取引の行為者には金融商品取引法その他関連法令に基づき懲役や罰金などの刑事罰が科せられ、行政上の課徴金処分を受けます。インサイダー取引は、金融商品取引法に違反する、れっきとした犯罪行為なのです。これらの会社関係者から重要事実の伝達を受けた者（たとえば従業員の親族等）も、重要事実が公表される前にその会社の株式等の売買を行うことを禁止されています。

インサイダー取引規制に抵触するかどうか疑問があるときは、(株)ニチレイプロサーヴ 財務 IRサポート部に相談してください。

⑤環境法規の遵守

ニチレイグループは環境方針にもとづいた活動に取り組んでいます。

環境法規の遵守は環境活動の基本です。従業員一人ひとりが自らの業務に関わる法規の内容を把握し、違反する行動をとらないことが大切です。



法令名は一部略称で示しているものもあります。

環境省法令データベース <http://www.env.go.jp/hourei/index.html>

自治体では個別に条例を定めている場合がありますので、自治体に直接問い合わせるか、自治体のホームページ等で確認してください。

環境法規に係わる懸念事項や疑問な点などは、各社の環境担当部門、(株)ニチレイ技術戦略企画部（環境担当）に相談してください。

※環境活動は、省エネやゴミの分別など一人ひとりの日々行動の積み重ねです。

⑥食品安全基本法の遵守

ニチレイグループは、食品の安全性の確保に関して食品安全基本法で定められた以下の基本理念を尊重し、食品関連事業者としての責務を全うします。

(1) 基本理念

- ①国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられること
- ②食品供給行程の各段階において、食品の安全性の確保のために必要な措置が適切に講じられること
- ③国際的動向及び国民の意見に配慮しつつ科学的知見に基づき、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられること

(2) 食品関連事業者の責務

- ①食品の安全性の確保について第一義的な責任を有することを認識し、必要な措置を適切に講ずる
- ②正確かつ適切な情報の提供に努める
- ③国等が実施する施策に協力する

この他、「消費者の役割」として定められた事項〔食品の安全性確保に関し知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たす〕についても、情報発信、コミュニケーションの推進によりお客様に食品の安全性を正しく理解してもらえよう努めていかなければなりません。

なお、食品安全基本法は理念法であるため、罰則規定はありませんが、食品安全基本法を理念のもとに制定された食品衛生法、その他法令を遵守し、安全性の確保を推進し、お客様が安心できる食品を提供する使命と義務を負って活動する必要があります。

食品安全基本法について懸念事項や疑問な点があるときは、各事業会社の品質保証担当部署、または(株)ニチレイ品質保証部に相談してください。

⑦食品衛生法の遵守

ニチレイグループは、お客様が安心できる食品を提供する使命と義務を負っており、食品の取扱いに関する基本的なルールを定めた食品衛生法を遵守します。

食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止することを目的としており、不良な食品の消費により食中毒や伝染病その他の事故が発生しないよう、公衆衛生の見地から効果的な対策を確保するため食品添加物、表示について、その基準、規格、禁止事項を定めています。

具体的には以下のような事項が規制の対象となります。

- (1) 指定外添加物の使用禁止
- (2) 規格基準（微生物、残留農薬・動物医薬品、保存基準等）に適合しない食品、添加物、器具及び容器包装等の流通の禁止
- (3) 適切な表示（賞味期限、保存方法、アレルギー、遺伝子組換え等）の義務付け
- (4) 不衛生食品の取扱いの禁止
- (5) 営業許可が必要な業種の制定

また、2006年5月からは「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」が施行され、食品中の残留農薬、動物医薬品、飼料添加物に対する規制が大幅に強化されております。ニチレイグループでは、過去にほうれん草の残留農薬（2002年）、えびの残留抗生物質（2003年）の違反を出しており、二度とこのような事態は避けなければなりません。

従いまして、製品や加工段階のチェックだけでなく、原料農・水・畜産物の栽培・養殖・飼育段階から適正な管理を推進し、十分な対策を講じておく必要があります。

この法律に違反した場合は、不良食品の廃棄命令、営業許可の取消し、営業停止等の行政処分のほか、会社や行為者（担当者）に対して、懲役や罰金などの刑罰が科せられます。また、お客様からの信頼を失い、会社が多大な経済的損失を被ることは、過去の違反企業の例からも明らかです。

この他、食品衛生、ポジティブリスト制について懸念事項や疑問な点があるときは、各事業会社の品質保証担当部署、または(株)ニチレイ品質保証部に相談してください。

⑧その他品質関連法令の遵守

ニチレイグループはお客様が安心できる食品を提供するのは言うまでもなく、お客様が正しく食品の内容を理解し、食品を選択し、適正に使用できるよう、食品衛生法以外の品質関連法令を遵守します。

特に食品表示に関しては、食品加工の高度化、お客様のニーズの多様化に伴い、お客様が自らのニーズに合った食品をその外観からのみ選択・判断することは非常に困難になってきていることもあり、原材料、原産地、製造者、栄養成分、賞味期限等を知る唯一の手がかりとして重要性が非常に高まっているといえます。

食品表示に関する法律については、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）をはじめとし、多くの法令が関わって多面的な規制が図られています（「表. 食品の表示に関する法律」参照）。

食品表示に関しては法令を遵守するだけでなく、以下の点について特にお客様の視点で分かりやすい表示を行うよう努めなければなりません。

- 衛生上の事故・危害の防止に役立つこと
- 正確で誤認を生じさせないこと（偽装や欺瞞のないこと）
- 生活者の商品選択に役立つこと

違反があった場合の罰則は法律により異なりますが、食品の偽装表示、不適切な表示は大きな社会問題にもなっており、事故発生時の社会的な信用の失墜、経済的な損失は計り知れません。さらに、表示については商品パッケージだけでなく、販促資材（シール、パネル、チラシ）、広告・宣伝（CM、雑誌）についても十分に注意を行う必要があります。

食品の表示について懸念事項や疑問な点があるときは、各事業会社の品質保証担当部署、または(株)ニチレイ品質保証部に相談してください。

表. 食品の表示に関する法律

法律等の名称	表示等の主旨	表示対象食品	表示すべき事項
食品衛生法	飲食による衛生上の危害発生の防止	容器包装に入れられた加工食品（一部生鮮品を含む）	名称、使用添加物、保存方法、消費期限又は賞味期限、製造者氏名、製造所所在地等 遺伝子組換え食品、アレルギー食品、保健機能食品の表示
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	品質に関する適正な表示	生鮮食品、加工食品、玄米及び精米	名称、原材料名、内容量、保存方法、消費期限又は賞味期限、製造者または販売者（輸入品にあつては輸入業者）の氏名または名称及び住所、食品添加物、原産国名（輸入品以外は省略）、遺伝子組換え食品、有機食品、その他必要な表示事項
不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、不正競争防止法	虚偽、誇大な表示の禁止	—	—
計量法	内容量等の表示	—	内容量
健康増進法	健康及び体力の維持、向上に役立てる	販売される加工食品等で、日本語により栄養表示する場合 鶏卵（いわゆる特殊卵）	栄養成分、熱量、表示単位
		特別用途食品 乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用など特別の用途に適することを明示できる食品	商品名、原材料、許可を受けた理由、許可を受けた表示の内容、成分分析表及び熱量、許可証票、摂取方法等
	健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止	食品として販売に供するもの	健康保持増進効果等について著しく事実と相異なる表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。
薬事法	薬事法の承認を得ていない食品の医薬品的効能効果を標榜することの禁止	—	—
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）	容器包装廃棄物の分別収集及び廃棄物の適正処理、資源の有効利用の確保	—	—
東京都消費生活条例（東京都独自の条例）	他法による規制のない商品の品質に関する適正な表示	調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びカットフルーツ計4品目	原材料、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、原料原産地等

⑨製造物責任法（PL法）の遵守

ニチレイグループは、人間の健康に直接関わる食品を製造しており、製品の安全性をすべてに優先させることを基本方針に掲げ、PL法を遵守した事業活動を行います。

PL法は、製品の欠陥により、人の生命、身体、または財産に被害が発生した場合（拡大損害）における製造業者等の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることを目的としています。

製品の欠陥は、その内容により次の3つに区分されており、製造物責任に対応するには、設計、製造、表示面から十分な対策を講じておかなければなりません。

- (1) 製品設計上の欠陥
安全設計の不備、殺菌条件の設定の不備など
- (2) 製造上の欠陥
ガラス片、金属片、有害化合物の混入、病原菌に汚染された原料の使用など
- (3) 警告・表示上の欠陥
取扱い説明書・警告表示の不備など

PL法自体に罰則はありませんが、欠陥商品による被害が発生した場合は、消費者の信用を失うばかりか、過去の事例でも明らかなように会社の存続をも左右しかねない損害賠償を始めとする巨額の費用が発生する可能性もあり、その影響は計り知れません。役員・従業員は、このことを十分認識し、PL法を遵守した適切な事業活動を行ってください。

製造物責任について懸念事項や疑問な点があるときは、各事業会社の品質保証担当部署、または(株)ニチレイ品質保証部に相談してください。

⑩-1 知的財産権に係わる法令の遵守

ニチレイグループは、企業活動の成果である知的財産の価値を維持し、これを保護すると共に、他人の権利を尊重し、その侵害行為を禁止しています。

「知的財産権（知的所有権ともいいます）」とは、人間の知的創造活動によって生み出された無形の財産を保護対象とする権利の総称です。

知的財産権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらはあわせて「産業財産権」と呼ばれる）の他、商号権、書籍・音楽・映像・絵画等ばかりでなくコンピュータソフトウェアやデータベースなどの著作権、植物新品種に係わる育成者権といった法律の規定に基づき権利の保護を受けられるものと、独自のノウハウ、技術・営業情報など各社が秘密に管理することにより不正競争防止法の規定に基づき権利の保護を受けることができる「営業秘密」があります。

産業財産権は、特許法、実用新案法、意匠法、商標法に基づき特許庁への登録により保護され、育成者権は種苗法に基づき農林水産省への登録により保護され、商号は会社法、著作権は著作権法により保護されています。

企業活動上、第三者の知的財産権を侵害した場合には、法令遵守の姿勢を問われるとともに、その解決に多大な時間と費用を要し、会社に大きな損害が発生する危険性もあるため、事前に第三者が保有する権利の有無をよく調査し、侵害しないよう注意しなければなりません。

一方、営業秘密は、産業財産権のように法律の規定に基づく登録による保護を受けられるわけではありませんが、独自の技術上のノウハウや営業上の情報は、会社にとっては非常に重要なものであり、役員・従業員は、社外はもとより社内においても営業秘密に関する不用意な発言を慎み、秘密情報であることを識別できるように他の情報と区別して取扱い、施錠管理やパスワード管理、アクセス管理等客観的に秘密として管理する必要があります。退職後といえども職務上知り得た会社の秘密を外部に漏らしてはいけません。

さらに、搾取・詐欺・脅迫などの不正行為により他社の営業秘密を取得し、また、これら不正に取得された営業秘密を使用してもいけません。

知的財産権や営業秘密の概要等は、経済産業省および特許庁のホームページに掲載されていますので、必要に応じてこれを参照してください。一例として詳細なリンク先を次に記載しますが、リンク切れの場合がありますので注意してください。

- ・ 特許庁HP／知的財産権概要に関するリンク
<http://www.jpo.go.jp/beginner/indexj.html>

- ・ 経済産業省HP／営業秘密に関するリンク
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>
- ・ 農林水産省HP／品種登録に関するリンク
<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

知的財産関連法令について懸念事項や疑問点があるときは、(株)ニチレイ技術戦略企画部知的財産グループに相談してください。

⑩-2 不正競争防止法の遵守

ニチレイグループは、市場における公正な競争を維持するため、不正競争防止法を遵守し、事業活動を行います。

不正競争防止法は、営業秘密に関する不正競争行為を禁止するだけでなく、商品の表示におけるルール等、業務上身近で重要な禁止行為が定められています。注意が必要な禁止行為のうち、代表的なものを次に掲げます。

- ・ 「社会的によく知られた他社商品」と同一または類似のものを使用し、他社の商品と混同を生じさせる行為（混同惹起行為）。
- ・ 「他社の著名な商品の表示」と同一または類似のものを自己の商品等表示として使用する行為（著名表示冒用行為）。
- ・ 他社の商品の形態（ただし、その商品と同種のものが通常有する形態を除く）を模倣する行為（商品形態模倣行為）。
- ・ 搾取・詐欺・脅迫などの不正行為により他社の営業秘密を取得し、また、これら不正に取得された営業秘密を使用する行為（営業秘密の保護）。
- ・ DVDやCDなどのデジタルコンテンツにおけるコピー管理技術やアクセス管理技術などを無効にする機器やプログラムを提供する行為（技術的制限に対する不正競争行為）。
- ・ 不正の利益を得る目的、または他社に損害を加える目的で、他社の特定商品等表示と同一または類似のドメイン名を取得し、保有し、または使用する行為（不正にドメインを使用する行為）。
- ・ 商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途・数量、サービスの質・内容などについて誤認させるような表示を行う行為（原産地等誤認惹起行為）。
- ・ 競合他社の信用を害する、虚偽の事実を告知または流布する行為（競争者営業誹謗行為）。

不正競争防止法において禁止される行為は多岐に渡り、近年、不正競争行為に対する注目が高まっています。不正競争行為を行うと会社の信用を著しく損なうばかりでなく、会社や役員・従業員個人の民事・刑事上の責任が問われます。

不正競争防止法の概要および具体的事例等は、経済産業省のホームページに掲載されておりますので、必要に応じてこれを参照し、同法に抵触することがないように常に注意を払ってください。一例として詳細なリンク先を次に記載しますが、リンク切れの場合がありますので注意してください。

- ・ 経済産業省HP／不正競争防止法概要に関するリンク
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfair-competition.html>

不正競争防止法について懸念事項や疑問点があるときは、(株)ニチレイ技術戦略企画部知的財産グループに相談してください。

⑪下請代金支払遅延等防止法（下請法）の遵守

ニチレイグループは、下請取引において優越した立場にある親事業者であることを認識し、その地位を不当に利用して下請事業者の利益を損ない、経営に支障を与えるような行為を禁止しており、下請法を遵守した事業活動を行います。

下請法は、親事業者と下請事業者間の取引の公正化および下請事業者の利益保護を目的として独占禁止法の特別法として制定されたもので、親事業者には次の4つの義務と11項目の禁止事項が定められています。

1. 親事業者の義務

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| ①書面の交付義務
・必要事項を記載して必ず文書で！ | ③下請代金の支払期日を定める義務
・支払は物品等受領後60日以内！ |
| ②書類の作成・保存義務
・取引内容は2年間保存が必要！ | ④遅延利息の支払義務
・もし60日を越えたら利息も必要！ |

2. 親事業者の禁止事項

- | | |
|---------------|----------------------|
| ①受領拒否の禁止 | ⑦報復措置の禁止 |
| ②下請代金の支払遅延の禁止 | ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 |
| ③下請代金の減額の禁止 | ⑨割引困難な手形の交付の禁止 |
| ④返品 of 禁止 | ⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止 |
| ⑤買ったたきの禁止 | ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止 |
| ⑥購入・利用強制の禁止 | |

親事業者の禁止行為に違反し、公正取引委員会の改善勧告に従わないときは、企業名が公表され、書面の交付義務違反や虚偽の報告を行った場合は行為者（担当者）と会社が罰せられます。

また、下請取引においては、たとえ下請事業者の了解を得ているからといって、親事業者にその意識がなくても、これらの規定に触れるときは、下請法違反となりますし、関係会社といえども例外ではありませんので十分な注意が必要です。

なお、平成16年4月の改正により、下請法が適用される取引に「情報成果物作成委託」と「役務提供委託」が追加されました。

下請取引について懸念事項や疑問な点があるときは、(株)ニチレイプロサーヴ経営監査サポート部に相談してください。

⑫関税法の遵守（保管業務）

ニチレイグループは、外国貨物の保管、積卸し、運搬に当たっては関税法を遵守した適正な事業活動を行います。

船舶または航空機により外国から輸入される貨物や外国へ輸出される貨物は、関税法という法律に従って税関の監督の下で通関処理されますが、このような外国貨物は保税地域でしか取扱えないことが関税法により定められています。

保税地域は機能により5種類に区分されますが、当社の冷蔵倉庫が直接関わっているのが保税蔵置場です。当社は、関税法に基づき税関の許可を受けて外国貨物の保管・積卸し・運搬や保税業務に関する手続きを行っています。

現在、ほとんどの保税蔵置場には貨物の自主管理の適用があることから、税関から法令遵守に関する社内管理規定（COMPLIANCE PROGRAM）を整備することが求められており、当社でも「保税業務管理規則」を定めて貨物の適正な管理を行っています。

この法律に違反した場合は、会社の信用が失墜するばかりでなく、会社や行為者（担当者）に対しても刑罰が科せられます。更には、当社の全国の冷蔵倉庫の保税蔵置場の許可が取消されることもあり、会社が多大な損害を被ることもなりかねません。

保税業務に携わる従業員は、社内研修テキスト「保税業務基礎講座テキスト」を活用し、関税法を遵守した適正な事業活動を行なってください。

保税業務について懸念事項や疑問な点があるときは、(株)ニチレイロジグループ本社に相談してください。

⑬関税法の遵守（輸出入関連業務）

ニチレイグループは、外国貨物の輸出入に係わる貿易取引を行うに当たっては関税法等の輸出入関連法規を遵守した適正な事業活動を行います。

ニチレイグループは、船舶または航空機により外国から輸入される貨物や外国へ輸出される貨物に対して、関税法をはじめ食品衛生法、外国為替及び外国貿易法（外為法）等の輸出入関連法規に従って手続きを行っています。

輸入品については、契約に基づいた商品代、海上運賃、海上保険、場合によっては手数料、資材代などを申告納税方式で適正な品目分類にて税関へ申告し関税、消費税を納税する義務があります。

新規商品や特殊な取引が発生した際には、税関相談制度や通関業者等に相談の上、関税法をはじめ関連法規を遵守した申告を行います。

税関は、2、3年に一度の間隔で輸入者に対して適正な申告がなされているかを確認する為に、事後調査をおこないます。
当対応のためにも関税法に基づいた関連書類の適正な保存義務があります。

これらの法律に違反した場合は、追徴関税等を科せられるだけでなく、会社や行為者（担当者）に対しても刑罰が科せられます。その結果、会社の信用が失墜するなど多大な損害を被ることにもなりかねません。

関税法等、輸出入関連法規について懸念事項や疑問な点があるときは、(株)ニチレイフーズロジスティクス部、または(株)ニチレイフレッシュ企画管理本部に相談してください。

⑭労働関係諸法令の遵守

ニチレイグループは、労働関係諸法令を遵守し、大切なステークホルダーである従業員の「働きがいの向上」を追求し、安心して働くことができる職場づくりを推進していきます。

労働関係諸法令は、労働者の個々人の労働条件等についての取り決め（個別的労働関係諸法令）と、労働者が団結・行動することについての取り決め（集团的労働関係諸法令）に大別されますが、各諸法令の趣旨から大きく6つに分類することができます。

「働く」場面は多岐にわたるため、労働関係諸法令も多数存在しますので、これらが適用される場面について理解する必要があります。

例えば、パートタイマーを雇用する場合、労働基準法、パート労働法以外に、男女間性差による雇用差別について男女雇用機会均等法、時給等の取り決めについて最低賃金法、職場環境について労働安全衛生法、社会保障について労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、を各々確認し、法の趣旨に抵触することがない措置が必要になります。

1. 労使関係

労働基準法
労働契約法
労働契約承継法
労働組合法
労働関係調整法

3. 雇用関係

男女雇用機会均等法
労働者派遣法
障害者雇用促進法
高齢者等雇用安定法
パート労働法
出入国管理及び難民認定法
職業安定法
雇用対策法

5. 社会保険/ 生活安定関係

健康保険法
厚生年金保険法
介護保険法
最低賃金法
賃金支払確保法
育児・介護休業法
次世代育成支援対策推進法
勤労者財産形成推進法

2. 安全衛生関係

労働安全衛生法
作業環境測定法

4. 労働教育関係

職業能力開発促進法

6. 労働保険関係

労働者災害補償保険法
雇用保険法

労働関係諸法令について、懸念事項、疑問点がある場合は、各社人事担当部署もしくは(株)ニチレイプロサーヴ人事サポート部に相談してください。

⑮労働基準法及び労働安全衛生法の遵守

ニチレイグループは、より良い雇用関係の構築、職場環境の整備及び従業員の心身の健康管理を実現すべく、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守します。

労働基準法は、会社と従業員の労働条件にかかわる最低限の基準を規定している法律です。労働条件には、労働契約期間、労働時間、賃金、就業の場所、安全及び衛生に関する事項等が該当します。また、労働安全衛生法は、安全及び衛生に関する労働基準法の特別法です。

昨今、労働基準法及び労働安全衛生法に関連する問題として次の2点が課題となっています。

- ①適正な労働時間の管理
- ②メンタルヘルスケアへの対応

「長時間にわたる過重な時間外労働」が働く者の身体的、精神的に様々な障害の誘因として指摘されていることから適正な労働時間管理の重要性が高まっています。

労働時間の管理は、企業（管理者）の重要な責務であり、残業時間規制によるサービス残業（未払賃金の存在）が発覚した場合、又は過重な時間外労働が原因となった業務上災害が発生した場合、企業並びに管理者は、社会的・法的制裁を受けるだけでなく、その補償に膨大な費用を負う可能性があります。

そこで、労働時間を適正に管理する上で次の4点に注意する必要があります。

- ① 36協定で定められた時間外労働を超える時間外労働が発生していないか
- ②法的に過重労働となる時間外労働（1カ月100時間以上、連続した2カ月～6カ月のいずれかの月平均において80時間以上）がないか
- ③残業時間規制によるサービス残業が発生していないか
- ④メンタルヘルスケアへの対応が必要となっている従業員がいないか

ニチレイグループは、ニチレイ労働組合と協働して、「適正労働時間管理Q & A」を作成致しました。「就業時間内と時間外労働の境界線」が明確でない時、「時間外労働申請する時間として適正かどうか判断に迷う」といった時は、このQ & Aの内容を確認してください。

同時に、無用な時間外労働が発生しないよう、業務プロセスについて職場内、部署間で連携をとって改善するよう検討・相談してください。

メンタルヘルスケアの初期対応には、EAPカウンセリング（Employee Assistance Program）を活用してください。EAPカウンセリングは、個人のプライバシーは完全に守られますので、安心して利用できます。（守秘義務契約を締結）

⑩労働者派遣法の遵守

外部人材を活用する際、「労働者派遣」又は「請負」という契約形態を認識した上で、「指揮命令権」の違いに注意する必要があります。

「労働者派遣」では、労働者派遣法に基づき派遣元は派遣先に対して人を派遣し、派遣先が派遣労働者に対する指揮命令権を持ちます。

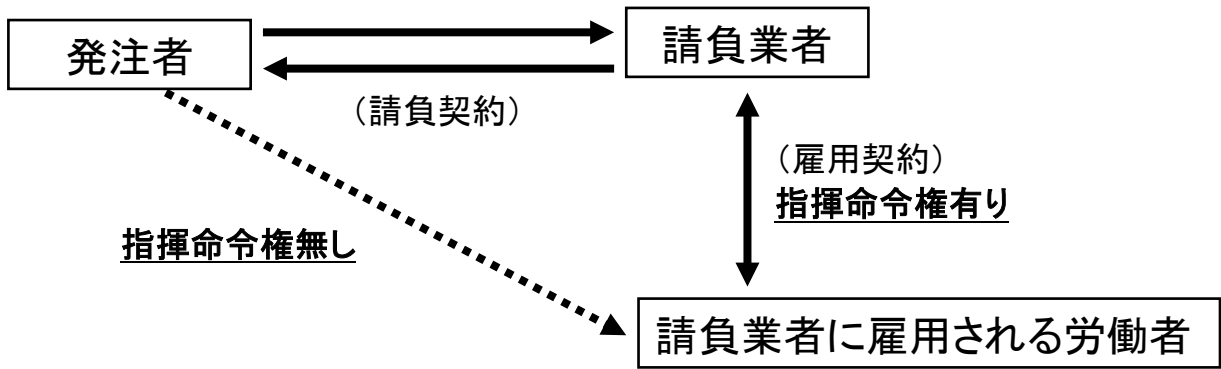
一方、「請負」は、ある一定の仕事（発注業務）の完成を目的として「請負業者」と「発注者」間で請負契約を締結することで成立し、「発注者」は、「請負業者」との雇用関係にある労働者に対しては指揮命令権を持ちません。

「労働者派遣」と「請負」は、上記のように契約形態が明確に異なるわけですが、「請負」であるにもかかわらず、「発注者」が「請負業者」との雇用関係にある労働者に対して直接的に指揮命令するケースが見受けられます。

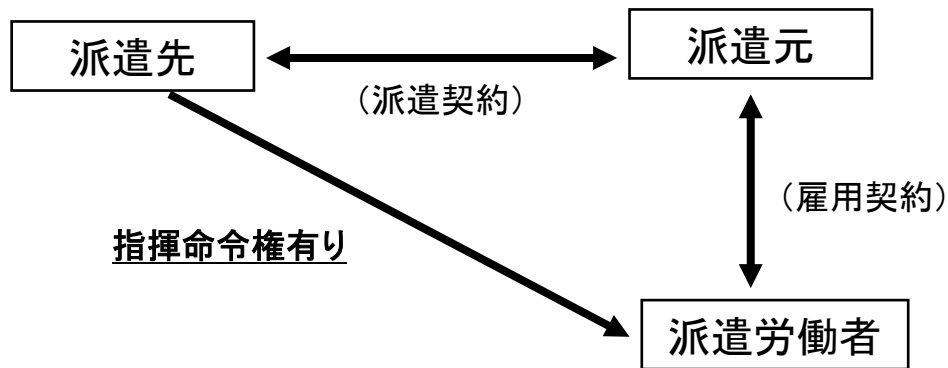
契約形態の違いが外形的に明らかでないために起こることとされますが、この認識を誤ると、「偽装請負」と捉えられ「労働者派遣法」及び「職業安定法」に抵触し、会社が罰せられる可能性があります。

繰り返しになりますが、外部人材を活用する上では、ある一定の業務を完成させることを目的とした請負契約は、その指揮命令は請負業者にあることを十分に認識し、「請負」が適した業務であるのか、「労働者派遣」が適した業務であるかを見極める必要があります。

尚、上記の点で疑問がある場合は、各社人事担当部署もしくは(株)ニチレイプロサーヴ人事サポート部に個別に相談し、対応策を検討してください。



[労働者派遣]



⑰男女雇用機会均等法の遵守

ニチレイグループは、性別・年齢・国籍・人種・民族・信条・宗教・社会的身分・障害の有無などによる差別を一切禁止します。ここでは、その中でも性による差別について取り上げています。

当グループは、男女雇用機会均等法の基本理念を遵守し、性別により差別されることなく、女性従業員にあっては母性を尊重され、ひとり一人の能力を十分に発揮できる雇用環境を整備していきます。

平成19年4月に改正された男女雇用機会均等法では、募集・採用・配置・昇進・教育訓練・福利厚生・定年・解雇に加えて、降格・職種変更・パートへの変更等の雇用形態の変更・雇止めについても性別を理由とした差別は禁止されます。

また、女性に対する差別の禁止が男女双方に対する差別の禁止に拡大され、セクシャル・ハラスメントについても、女性に対するものだけでなく、男性に対するセクシャル・ハラスメントを含めた対策を講じることが義務化されます。

女性従業員については、妊娠・出産・産前産後休暇の取得を理由とした解雇に加え、不利益な取扱いも禁止されます。

これらに違反した企業は、厚生労働大臣が勧告を行い、それに従わなかった場合は、制裁措置として企業名が公表されます。

当グループは、法を遵守することは勿論、性別による差別を厳しく戒め、パートや派遣を含めた全ての従業員が気持ちよく働くことの出来る、風通しのよい公正で健全な職場作りにつとめます。

なお、セクシャル・ハラスメントは、何気ない会話の中でも小さな勘違いから起こる場合も多いので、特に注意をしてください。

女性従業員が「容姿や結婚・出産」について話題にされると「性的興味の対象」としてみられていると感じ不快に思うことがあります。お互いに相手の立場を思いやり、自尊心を傷つけるような言動は慎んでください。

具体的な事例については、「行動規範事例集」を参照してください。
性差別（セクシャル・ハラスメントを含む）に関する相談は、内部通報・相談窓口または、(株)ニチレイプロサーヴ人事サポート部までご連絡ください。

⑩道路交通法の遵守

ニチレイグループでは、社有車は言うまでもなくすべての自動車の運転に際して、道路交通法などの法令遵守はもちろんのこと、運転マナーの向上に取り組む必要があります。

具体的内容としては、

- ・ いかなる場合でも飲酒運転、酒気帯び運転をしない。
 - 飲んだら乗らない、乗るなら飲まない。
- ・ 運転中は携帯電話を使用しない。
 - 使用する際は車を停める（許可された地域ではハンズフリー装置の使用可）。
- ・ 許可された場所以外では路上駐車をしない。
 - 駐車する際は短時間でも駐車場に入れる。
- ・ 適正な車間距離を空け、スピードオーバーに気をつける。
 - 急いだ運転をしなくても済むように、時間に余裕を持つ。
- ・ 危険を予測する意識と、歩行者や交通弱者を守る意識を常に持つ。

特に、社有車を運転する場合は、会社を背負っているという責任感を自覚することが強く求められます。仮に、会社名が印字されていない車両であったとしても、万一の事故の場合は社名が公表されることもあります。「目には見えない社名」が車のボディに書かれているつもりで運転することが大切です。

万一死亡事故を起こしてしまうと、尊い命は二度と戻って来ませんし、加害者側も一生をかけて償うことを免れません。死亡事故ではない場合でも、加害者も被害者も少なからず損失を払うこととなります。自動車保険があるから平気などという安易な考えは大きな間違いです。

今、飲酒運転による悲惨な事故が増加し、社会的により厳しい制裁が課せられるようになってきています。“絶対に飲酒運転はしない” “運転をする人には絶対に酒を飲ませない” という強い自覚が必要です。

また、環境保全の視点から、自動車を運転する際は、急加速をしない、最適ルートを選択するなどの「エコドライブ」を心がけることも大切です。

なお、電車やバスなどの公共交通機関の利用は、環境保全の面でも、交通事故のリスク回避の面でも、場合によってはコストの面でもメリットがあります。社有車の利用と比べてどちらのメリットを優先させるべきかを冷静に判断して選択することが大切です。

尚、上記の点で疑問がある場合は、(株)ニチレイプロサーヴ総務サポート部に個別に相談してください。

2. 会社財産の有効活用と公私混同の禁止

会社財産の有効活用と公私混同の禁止

会社財産とは、金銭は言うに及ばず、土地・建物、商品、情報機器、器具備品といった目に見える資産から特許やノウハウ、ソフトウェアといった目に見えない資産、更には帳簿に記載されていない事務用消耗品に至るまで、会社が所有・管理するすべてのものを指します。役員・従業員は、会社財産を有効に効率よく活用するよう心がけてください。また、資産を取得する場合には、その資産が無駄にならないよう、計画段階で十分な検討を行うとともに、取得後の資産は紛失、盗難に充分気をつけ、管理の徹底を図ってください。

雇用契約に基づく労働時間も会社にとっては重要な財産です。出張、通信、会議、打合わせなどの際には、効果と効率を念頭に置き、時間を有効に使う努力をしてください。

公私混同による会社財産の私物化、不正な経理操作などは絶対に行ってはいけません。私的な飲食、通信、事務用消耗品購入などを不正に経費処理することや会社が業務のために提供する情報システムを私的に使用することも同様です。このような不正行為に対しては、会社は厳しい姿勢で臨みます。

3. 社会貢献に関する活動

①社会貢献に関する活動

ニチレイグループは、お客様に心の満足をいただける商品やサービスを提供することによって社会に貢献します。

ニチレイグループは「6つの責任」の中で、ニチレイらしい社会貢献の推進を掲げていますが、2007年3月には、ニチレイグループ社会貢献基本方針を制定し、明文化いたしました。

地域や社会とともに継続的に発展していける企業となることを目指す従業員参加型の社会貢献活動を行い、良き企業市民としての責任を果たします。またこのような企業活動としての社会貢献だけではなく、役員・従業員が自発的に行う社会貢献活動も支援しています。そこで、従業員が社会貢献活動に安心して取り組めるようにボランティア休暇制度や海外協力青年隊参加制度などの諸制度も整備しています。

今後もニチレイグループは社会や地域に貢献する諸活動を着実に実施すると共に、そこで働く役員・従業員の社会貢献活動も支援してまいります。

これらの社会貢献活動を通して、社会から認知、評価されることは、見えざる資産として当グループ企業に蓄積していきます。具体的な活動は、各事業会社の活動を通して実施されていきますが、皆さんの中で、グループ全体の社会貢献活動についての要望や不明な点があれば、(株)ニチレイプロサーヴ総務サポート部、または経営企画サポート部にご相談ください。

ニチレイグループ社会貢献基本方針

『わたしたちニチレイグループは、企業市民として広く社会から信頼される企業でありたいと考えます。』

わたしたちは、素材を見きわめ、おいしさと健康を創り出し、安全で効率的な物流を通じて社会に貢献します。さらに、事業活動以外の分野においても自らの誠意と共感と使命感に基づき、社会貢献活動を行います。わたしたちは、この考え方に基づき、食や物流に関する教育、地域貢献、環境保護、災害支援、スポーツ支援を中心に、積極的な社会貢献活動に取り組みます。』

4. 環境保全に関する活動

ニチレイグループは企業の果たすべき社会的責任として「6つの責任」を定め、そのうちのひとつとして”環境への配慮”を掲げています。

また、活動を進めるために「ニチレイグループ環境方針」を策定しています。

これからは、環境への配慮を怠る企業は生き残ることはできないでしょう。また、個人の生活でも環境のことを考えないわけにはいかなくなってきました。一人ひとりが、環境方針のもとやるべきこと、出来ることに取り組んで行きましょう。

グループ環境方針に関するお問い合わせは(株)ニチレイ技術戦略企画部（環境担当）までお願いします。

ニチレイグループ環境方針

（基本方針）

ニチレイグループは、卓越した食品と物流のネットワークを備える企業集団として、“食”と“健康”の源である地球の恵みを次世代に引き継ぎ、「おいしさ」と「新鮮」を継続してお届けするため、事業活動に伴う環境負荷の低減に取り組むとともに、ステークホルダーとのコミュニケーションを通じて持続可能な社会の実現に貢献していきます。

●地球温暖化防止

ニチレイグループは、気候変動の影響を大きく受ける“食”に関わる調達、生産、保管、物流などの事業活動に伴う温暖化ガス排出量の削減に加え、ビジネススタイルやライフスタイルの変革を支援する活動を実施し、地球温暖化防止に貢献します。

●持続可能な資源循環の推進

ニチレイグループは、有限な地球資源を効率的に利用していくとともに、事業活動を通じて廃棄物発生の抑制、資源の再利用、リサイクルを推進します。また、循環資源の購入や仕組みづくりに取り組み循環型社会システムの構築に貢献します。

●自然との共生

ニチレイグループは、自然界の多様な生態系や生物種などによって豊かな地球があることを認識し、自然との共生に配慮します。

（行動指針）

ニチレイグループは、環境問題を経営の重要課題のひとつと捉え、基本方針に基づき、全ての事業活動において、環境への配慮を徹底し行動します。

1. マネジメントシステムの構築・運用

持続可能な社会の実現に向けた環境課題を確実に把握し、関連規程の整備、環境目標の設定などに基づき課題対応活動の推進・徹底を図るとともに、その評価・見直しによりマネジメントシステムの維持・向上に努めます。

2. 法令等遵守

関連法令はもとより、社会からの要請を的確に把握し、自ら基準を定め遵守します。

3. 環境に配慮した製品・サービスの提供

製品・サービスの企画や設計・開発の段階から調達、生産、物流、販売、使用、廃棄などの各段階における環境負荷の最小化を意識したモノづくり、サービス提案を推進します。

4. 意識を高め、行動へ

環境教育や啓発活動を通じて一人ひとりが意識を高め、企業人および市民として主体的に環境保全活動に取り組みます。

5. 社会との協調

積極的な情報開示を行うとともに、地域社会の環境活動へ参画するなど、社会とのコミュニケーションを図りながら環境改善に貢献していきます。

注) 「ニチレイグループ環境方針」には、生物多様性に関する考え方(“食”と“健康”の源である地球の恵みを次世代に引き継ぎ、「おいしさ」と「新鮮」を継続してお届けするなど)を含んでいるが、具体的な活動をより一層推進、展開していくために、「グループ生物多様性方針」を別途制定(2011年1月)している

グループ生物多様性方針

生物多様性は、生きものが存続していくための基盤であり、未来に引き継いでいかなければならない大切な財産です。

私たちの事業は、生物多様性から生み出される多くの恩恵で成り立っていますが、一方でさまざまな影響を与えています。この認識のもと、事業活動による生物多様性への影響を把握し、ステークホルダーの皆様と連携・協働しながら、保全及び持続可能な利用に継続的に取り組んでいきます。

1. 原材料調達においては、お取引先と連携・協働し、持続可能な利用に配慮して生産、漁獲等された素材やその加工品の調達に積極的に努めます。
2. 事業活動に関わる生物資源は、できる限り商品として皆様に提供するとともに、肥料、飼料、エネルギー等への資源循環に心がけ、社会のために最大限活かすよう努めます。
3. 省エネルギー、省資源、3R (Reduce、Reuse、Recycle)、グリーン調達、有害化学物質対策等により持続的な発展が可能な社会づくりを推進し、生物多様性に影響を与える環境負荷の低減に努めます。
4. 自社施設、所有地及びその周辺、原材料調達先の周辺において、生物多様性保全や復元に寄与する活動に努めます。
5. 環境啓発活動、情報発信などを通じて、生物多様性を育む社会づくりに貢献します。

5. 事業活動に関する基本的な姿勢

お客様第一・安全第一・品質第一の徹底

ニチレイグループは「究極のお客様である生活者の方々に真に役立つ商品とサービスを開発し、提供し続けます。そして、お客様と当企業グループが、共に繁栄できることを願って、永続的な相互信頼関係を築く」ために「お客様第一、安全第一、品質第一の考え方を徹底します」と、企業経営理念の中でお約束しています。

ニチレイグループは お客様第一・安全第一・品質第一を常に心がけるとともに、特に製品・サービスの安全性を確保することを、すべてにおいて優先させます。真にお客様のお役に立つ「組織行動の品質」を高め、お客様から常に支持され選択される企業の実現に努めていきます。

お客様からの声は、会社の利益に直結します。クレーム・苦情は当然ゼロにしなければ

なりません、実際にクレームや事故などの問題の発生、あるいはその恐れを把握した場合は、直ちに上司や関係部署に報告し、適切な対応をとってください。私たちはクレームや事故など発生時の迅速対応に努めるとともに、再発防止の徹底や事故の未然防止の実現に取り組んでいきます。

6. 個人の立場と従業員の立場の利害調整

個人の立場と従業員の立場の利害調整

役員・従業員の個人生活は、基本的に会社が関与すべきものではありません。しかし一方では、役員・従業員は、会社の利益のために最善の行動をとる義務を負っています。

ニチレイグループは、会社の利益を犠牲にして、役員・従業員が個人的な利益を得ることや第三者に利益を供与することを固く禁止します。

万一、会社の利益と個人の利害が衝突するような事態が発生した場合は、会社の役員・従業員である限り、会社の利益を優先させなければなりません。例えば、役員や従業員が、競合会社の役員に就任したり、その会社と雇用契約を結ぶ場合などに会社と個人の利害が衝突する可能性があります。

このような事態が発生する可能性がある場合や、やむを得ない事情によりこのような事態が発生した場合は、直ちに役員は社長、従業員は上司に報告し、その指示に従ってください。

7. 社内における交際

社内における交際

ニチレイグループは古い慣習にとらわれることなく、いきいきとした企業風土や明るい職場環境を醸成・確立します。そのため、役員や従業員間の私的な贈答、社内接待を禁止します。

役員・従業員間のコミュニケーションは、人間関係の円滑化や事業活動を効率的に進めるために必要なことであり、これを否定するものではありません。しかし、これに贈答や接待が伴うと、職務上の公正さが維持できなくなることもあり、あらぬ疑惑を招く可能性があります。

冠婚葬祭に伴う社会的常識の範囲内での贈答、手帳、カレンダー等の贈答などは差し支えありませんが、会社が承認した会議や行事に伴う会食などを必要とする場合を除き、必要最小限の範囲内で実施してください。

具体的な場面で疑問が生じたときは、上司に相談してください。

8. 情報セキュリティ

個人情報や会社が保有する情報の管理の徹底

ニチレイグループは、営業機密や技術情報、個人情報などの情報資産を適正に取扱い、関連する法律を遵守して事業活動を行います。

高度IT化社会の進展とともに、企業においては、さまざまな情報を効率的に活用することが競争力の源泉となる一方で、情報漏洩をはじめとするトラブルが頻繁に発生し、社会問題に発展しています。こうした背景を受け、平成12年に不正アクセス禁止法、平成17年に個人情報保護法が施行され、企業や個人が遵守すべき事項が定められました。

不正アクセス禁止法は、権限をもたない者が勝手に情報システムにアクセスする行為やそれを助長する行為を禁止しています。例えば、他人のユーザーIDを無断で使用し、正規のユーザーになりすます行為が該当します。

個人情報保護法は、企業が有する個人の氏名、生年月日、住所などの個人に関する固有の情報を適切に保護することを求めております。個人情報を取得（収集）する場合は、利用目的や提供する者を特定する必要があります。

ニチレイグループ各社には会社の重要な情報が電子データとして作成され活用されております。ちょっとした不注意で、数十万件ものデータが一時に漏えいするリスクを抱えていることを肝に銘じ、個人情報や会社の重要情報については、細心の注意を持って取り扱いましょう。

情報セキュリティや電子情報資産の取扱いについてはグループ電子情報資産管理基準やニチレイグループ・パソコン利用ガイドライン（正式名称：グループパソコン利用要領）に記載してあります。また、個人情報の取扱いについては、個人情報保護基本規程に記載してありますので参照して下さい。

個人情報に関する懸念事項や疑問な点があるときは、(株)ニチレイプロサーヴ総務サポート部法務グループに相談してください。

9. 国家公務員など行政団体への対応について

国家公務員など行政団体への対応について

中央官公庁および地方官公庁の公務員など行政団体は、国家公務員倫理法や条例・規定により利害関係者から金銭・物品・不動産などの受領や接待を禁じられており、行為によっては事前届出制や報告が義務づけられています。

ニチレイグループは、国家公務員倫理法や条令・規定などを遵守します。

行政における職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止することにより、公務に対する国民の信頼を確保するため、国家公務員倫理法および国家公務員倫理規程が平成12年4月から施行されています。

国外の公務員に対しても国内同様、禁止行為を遵守願います。

【倫理規程の基本内容(抜粋)】

1. 禁止行為

- ①. 金銭・物品又は不動産の贈与を受けること(餞別、祝儀、香典又は供花などでの名目を問わず受け取れません)。
- ②. 無償でサービス(例えば、ハイヤー・タクシーによる送迎)を受けること。
- ③. 飲食の提供を受けること(ただし、職務として出席した会議でのお茶菓子や弁当等、多数の人が出席する立食パーティーでの飲食は認められます。)
- ④. 共にゴルフや旅行をすること(自己費用負担、所謂割り勘であっても禁止。)

より詳しい内容については、国家公務員倫理審査会のホームページ(<http://www.jinji.go.jp/rinri>)をご覧ください。

10. 内部通報・相談制度について

ニチレイ・ホットライン

○内部通報・相談制度(ニチレイ・ホットライン)について

■ご利用いただく前に、必ず下記事項をお読み下さい。

1. ニチレイグループに所属する役員、社員、嘱託、臨時員、パート社員および派遣社員は誰でも利用できます。

2. グループ内で

①企業経営理念、行動規範等各種規定・管理マニュアル・ガイドブック

②セクシャル・ハラスメント

に抵触する行為、不正・不法行為が発生するおそれがあると思われる場合あるいは発生(目撃)した場合には、速やかに通報または相談願います。

※個人を誹謗中傷するものや、例えば処遇等、個人的な希望・意見に類するものは受け付けません。

また、「他人になりすました悪質な通報」については絶対にしてはなりません。単なる悪ふざけだけではすまされなく、他人を貶めようとして虚偽事実を会社側に申告した場合は、ちょう戒処分の対象となり、同時に会社に不要な調査などをさせた場合は、懲役または罰金となる可能性があります。

3. 通報・相談する場合は、所属と氏名を明らかにして下さい。

なぜならば、通報・相談者に調査の経過および結果を確実にご報告するために必要だからです。

但し、会社の実名を知られたくない場合は、「6. 手順⑤⑥」をご利用下さい。

この場合、外部通報・相談窓口には実名で通報・相談することが必要ですが、外部通報・相談窓口から内部通報管理者には受付番号での連絡になり、実名を知られる事はありません。

4. 通報・相談者のプライバシーは尊重されます。

通報・相談者は内部通報・相談(ニチレイ・ホットライン)窓口で通報・相談したことを理由に、不利益を受けることは一切ありませんのでご安心願います。

11. おわりに

この行動規範は国内、国外を問わず、事業活動のそれぞれの場面において遵守すべき規範ですが、必ずしもすべての行動を網羅するものではありません。

この行動規範に定められていないものについては、経営理念に立ち戻り、その本質と照らし合わせて行動してください。

あなたの今日の行動が、ニチレイグループの経営理念および行動規範に準じているかどうか自問自答してください。

1. 企業経営理念に沿っていますか
2. 家族に胸を張って言えますか
3. 法律やルールに触れてませんか
4. 公平・公正ですか
5. 社会規範に反してませんか

行動規範は将来にわたって不変というものではありません。社内外の環境は常に変化しており、改正が必要になったものや、新たな課題、問題などが生じたときは、内容の見直しを行っていきます。

行動規範に関してご意見のある場合は、事務局（㈱ニチレイプロサーヴ総務サポート部総務グループ）までご連絡ください。皆さんから頂いた建設的な意見や提言は、グループリスクマネジメント委員会の活動に反映させていただきます。

以上